

報告第22号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

平成23年9月6日提出

新居浜市長 佐々木 龍

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.02)	— (17.02)	7.2 (25.0)	7.6 (350.0)

備考

- 1 表中の括弧内の数値は、それぞれの早期健全化基準である。
- 2 表中の「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

(以上の審査意見書 別冊) (省略)